

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成24年4月19日(2012.4.19)

【公開番号】特開2012-29324(P2012-29324A)

【公開日】平成24年2月9日(2012.2.9)

【年通号数】公開・登録公報2012-006

【出願番号】特願2011-224335(P2011-224335)

【国際特許分類】

H 04 N 7/173 (2011.01)

【F I】

H 04 N 7/173 6 3 0

【手続補正書】

【提出日】平成24年2月21日(2012.2.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

映像ストリームにおいて強制型広告を提示する方法であって、

該方法は、

強制型広告が提示されるべき、ユーザ機器上に提示されている映像ストリーム内の点を決定することと、

該強制型広告として提示される映像を選択することと、

該ビデオストリーム内の該決定された点において、該ユーザ機器上で該選択された映像を提示することと

を含む、方法。

【請求項2】

ユーザが前記強制型広告を飛ばすことが防がれる、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

チャンネルを変更すること、または、前記強制型広告を表示しているデバイスの電源をオフにすることによって、前記ユーザが該強制型広告を視聴することを避けられない、請求項2に記載の方法。

【請求項4】

前記映像ストリーム内の前記点を決定することは、該映像ストリーム内のコンテンツ内の特定の時間に達したときを決定することを含む、請求項1に記載の方法。

【請求項5】

前記映像ストリーム内の前記点を決定することは、該映像ストリーム内のデータタグを決定することを含む、請求項1に記載の方法。

【請求項6】

前記映像を選択することは、前記映像ストリームのコンテンツに基づいて該映像を選択することを含む、請求項1に記載の方法。

【請求項7】

前記選択された映像が提示されている間に、前記映像ストリームをバッファすることをさらに含む、請求項1に記載の方法。

【請求項8】

前記選択された映像が提示された後に、前記映像ストリームをバッファしないことをさ

らに含む、請求項 7 に記載の方法。

【請求項 9】

ロストタイムを取り返すために前記映像ストリームから広告を除去することをさらに含む、請求項 8 に記載の方法。

【請求項 10】

映像ストリームにおいて強制型広告を提示するシステムであって、

該システムは、

強制型広告が提示されるべき、ユーザ機器上に提示されている映像ストリーム内の点を決定する手段と、

該強制型広告として提示される映像を選択する手段と、

該ビデオストリーム内の該決定された点において、該ユーザ機器上で該選択された映像を提示する手段と

を含む、システム。

【請求項 11】

ユーザが前記強制型広告を飛ばすことを防ぐ手段をさらに含む、請求項 10 に記載のシステム。

【請求項 12】

前記映像ストリーム内の前記点を決定する手段は、該映像ストリーム内のコンテンツ内の特定の時間に達したときを決定する手段を含む、請求項 10 に記載のシステム。

【請求項 13】

前記映像ストリーム内の前記点を決定する手段は、該映像ストリーム内のデータタグを決定する手段を含む、請求項 10 に記載のシステム。

【請求項 14】

前記映像を選択する手段は、前記映像ストリームのコンテンツに基づいて該映像を選択する手段を含む、請求項 10 に記載のシステム。

【請求項 15】

前記選択された映像が提示されている間に、前記映像ストリームをバッファする手段をさらに含む、請求項 10 に記載のシステム。

【請求項 16】

前記選択された映像が提示された後に、前記映像ストリームをバッファしない手段をさらに含む、請求項 15 に記載のシステム。

【請求項 17】

ロストタイムを取り返すために前記映像ストリームから広告を除去する手段をさらに含む、請求項 16 に記載のシステム。